

職業実践教育プログラム（仮称）認定制度について（案）

（１）認定制度の新設の必要性

職業に必要な能力を修得、更新及び向上するため、大学等において再教育を受けたいと考える社会人は多く、そのニーズは高いものの、社会人や企業のニーズに合ったカリキュラムや教育方法が提供されていないことなどから、実際に大学等で学び直している社会人は少ないのが現状である。

このため、大学、短期大学、大学院、高等専門学校において、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムを提供する場合に、当該プログラムを文部科学省が認定する制度を新設し、①～③により社会人学び直しを推進する。

①＜学び直す選択肢の見える化＞

社会人が現在の職業及び転職に必要な能力・知識を高めたいと考えた際に、大学等が提供するプログラムから、当該能力・知識の修得に資するものを選択しやすくする。

②＜大学等におけるプログラムの魅力向上＞

大学等において社会人学び直しプログラムを提供する際に、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的な教育内容や社会人が職業と両立しやすい弾力的な履修形態とするなど、プログラム内容がより一層社会人や企業にとって魅力あるものとなる。

③＜企業等の理解増進＞

現状として、約半数の企業等が原則として大学等への修学を認めていないが、文部科学省が大学等の実践的なプログラムを認定することにより、社会人のプログラム受講に対する企業等の理解が得られやすくなる。

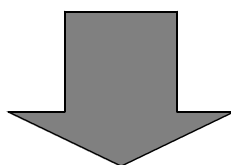
(2) 認定の仕組みのイメージ

【認定】

- 文部科学省において、毎年、大学等からプログラムの公募を実施。(応募に当たっては、大学等から必要な申請書類を文部科学省に提出していただく。)
 - 文部科学省で申請を受け付け、申請書類の内容について、認定要件への適合・不適合を審査。
 - 適合したプログラムを「職業実践教育プログラム」(仮称)として認定・公表。
- ※文部科学省において、定期的に、認定したプログラムが認定要件に適合していることの確認を行う。

【認定の取消】

- プログラムの認定を受けた大学等は、申請時に提出した書類の内容に変更を生じ、認定要件に適合しなくなった場合(プログラムの廃止を含む)には、文部科学省に届出を行う。
- 文部科学省において、認定を取り消す。



認定要件を設定するに当たり、「職業実践教育プログラム」(仮称)として認定すべき「社会人の学び直しに資する実践的・専門的な教育プログラム」とは、具体的にはどのような内容である必要があるか。

(3)「職業実践教育プログラム」(仮称)のイメージ (検討いただきたい事項)

<対象とする「社会人」の範囲>

- 職業に必要な能力の修得を求める人(在職者(正規・非正規を問わない)、求職者など)

<対象とする「プログラム」の範囲>

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校における正規課程及び履修証明プログラム

※特定の企業や団体のみを対象とするプログラムは対象としない。

※既存・新規を問わず、要件に該当するプログラムであれば認定する。

<認定すべき「プログラム」の教育内容・教育方法>

- 職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を育成するため、総授業時数の一定以上を以下の教育内容・教育方法による授業が占めている。

- ・実務家教員による授業、
- ・双方向若しくは多方向に行われる討論(課題発見・解決型学修、ワークショップやグループディスカッションなど)、
- ・実地での体験活動(インターンシップや海外大学等への留学)、
- ・企業等と連携した授業 など

<認定すべき「プログラム」の設計>

- プログラムの対象とする職業分野を具体的かつ明確に設定し、公表している。

- 当該プログラムによって修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表している。

- 受講者の成績評価を行っている。

- 自己点検・評価を行い、結果を公表している。

- 課程の編成及び自己点検・評価に当たっては、関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築している。

- 社会人が通いやすい工夫を行っている(例えば、週末・夜間開講、IT活用、社会人を対象とした経済的支援の仕組みなど)。